

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、過疎地域における課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 過疎地域における課税免除の適用期限を平成25年3月31日まで延長することとします。
(第3条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成23年4月1日から適用することとします。

過疎地域において製造業等の用に供するために特別償却設備を新設または増設した場合における課税免除の適用期限を平成 25 年 3 月 31 日まで延長します。

(第3条関係)

改正の趣旨

過疎地域自立促進特別措置法では、過疎地域において、製造業等の事業の用に供するための一定の設備の新設または増設に対して、地方公共団体が事業税、不動産取得税または固定資産税の課税免除を行った場合は、減収分の交付税措置を講じる旨の規定があり、総務省令によりその要件、適用期限等を定めています。

今回、同省令が平成 23 年 3 月 31 日付けで改正され、減収補てんの適用期限が平成 25 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、本県においても引き続き過疎地域の振興を図る必要があることから、県税における課税免除の適用期限も同様に延長します。

対象地域

長浜市（旧余呉町）、高島市（旧朽木村）

適用要件等

適用期限内に、製造業（ガスの製造および発電を除く）、情報通信技術利用事業または旅館業の用に直接供する特別償却設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が 2,700 万円を超える場合

事業税（3年間）	新設または増設した設備に係る従業者の数をもとに一定の算式（※）で計算した額
不動産取得税（課税年度）	対象事業の用に供する家屋・敷地に対する課税額
固定資産税（3年間）	対象事業の用に供する機械・装置に対する課税額

※ $A \times (B \div C)$

A：事業税の課税標準となるべき所得

B：新設し、または増設した設備に係る従業者数

C：新設し、または増設した者が県内に有する事務所（事業所）の従業者数

（注）電気供給業、ガス供給業または倉庫業の法人の場合には、「従業者数」を「固定資産の価額」と読み替える

適用日

平成 23 年 4 月 1 日

適用期限

平成 25 年 3 月 31 日まで

実績等

平成 21 年 1 件 1,000 冊（不動産取得税）

滋賀県 課税免除および不均一課税の概要

本字 … 今回改正予定箇所

区分	区域	期間	対象事業	対象税目	課税免除・不均一の内容	課税免除および不均一課税の要件
課税免除	過疎地域	昭和45年5月1日 ～ 平成23年3月31日	製造業 情報通信技術 利用事業	事業税 不動産取得税 (固定資産税)	○事業税(3年間) 法人 [1.5%] ~ 5.3% 個人 [5.0%] ○不動産取得税(課税年度) [家4% ±3%] ○固定資産税(3年間) [1.4%]	製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供する特別償却設備を新設または増設した場合、当該設備の取得価額が2,700万円を超える場合
		平成25年3月31日 平成23年3月31日	旅館業		○事業税(3年間) 法人 [1.5%] ~ 5.3% 個人 [5.0%] ○不動産取得税(課税年度) [家4% ±3%] ○固定資産税(3年間) [1.4%]	その者または同居の親族の労力によって事業を行った日数の合計が当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ2分の1以下の場合
		昭和45年5月1日 ～ 平成28年3月31日	畜産業 水産業	個人事業税	○事業税(5年間) [4%]	個人事業税における第2種事業に係るもの
不均一課税	近畿圏都市開発区域	昭和40年5月15日 ～ 平成24年3月31日	製造業	不動産取得税 (固定資産税)	○不動産取得税(課税年度) [家4% ±3% → 家2% ±1.5%]	製造の事業の用に供する工業生産設備を新設または増設した場合で、当該設備の取得価額が10億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って、増加する雇用者が50人を超える場合
		○固定資産税(3年間) 初年度 [1.4%→0.7%] 2年度 [1.4%→1.05%] 3年度 [1.4%→1.225%]			対象事業の用に供する 対象事業の用に供する 家屋・敷地 対象事業の用に供する 機械・装置	
	中部圏都市開発区域	昭和43年11月14日 ～ 平成24年3月31日				
不均一課税	単独	昭和40年5月15日 ～ 平成24年3月31日				

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域において当該過疎地域の公示の日から平成23年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第3条 青色申告書を提出する法人または個人が過疎地域において当該過疎地域の公示の日から平成25年3月31日までの期間内に製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館業の用に供するための特別償却設備を新設し、または増設したときは、当該法人または個人に対しては、次の各号に定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる県税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

